

シェアハウスに異性の住人イコール事実婚と見なし、

児童扶養手当支給打ち切る！

国立市長と東京都知事に抗議文送る

■ シェアハウスに住むシングルマザーの女性が、同じシェアハウスに住む交際すらしていない独身の男性と事実婚の関係にあると見なされ、昨年2014年11月に児童扶養手当と児童育成手当の支給が打ち切られました。

2013年4月からシェアハウスに居住し、児童扶養手当等の申請を行いましたが、国立市は現地を確認し、二人の独身男性が入居していたが、「ひとり親」と認めて支給。しかし昨年10月に東京都に別件の問い合わせをした際に、「キッチンなどが共用の建物では全員を同一世帯と扱う」と指摘され、支給を打ち切ったとのこと。

2014年12月27日の東京新聞の上記の記事を読んで、シェアハウスに住んでいるだけで何で事実婚と見なされ、支給が打ち切られるのか、信じられない思いでした。この日は土曜日で、役所は年明けまで休みのため、仕事始まりの5日を待って、国立市と、東京都に早速抗議しました。

■ 国立市に電話し担当課長に1時間近く抗議しました。

課長は、「東京都の指摘としては、賃貸契約を個別にしているか、バス・トイレ、キッチンは別か、これが生計同一の客観的判断となる。これらが客観的に判断できないなら支給は難しいとのことだった」。「このため、市としては、賃貸契約は個別に行っているが、キッチン・バス・トイレは共用となっているので、生計同一関係と見なし、支給を打ち切った」とのことでした。

これに対し、「交際すらなく、生計が同一でもなく、ただ住人というだけで、なぜ生計同一関係と判断し、事実婚と見なすのか、おかしい」「決して都の指摘を受け入れるべきではなかった。『都の指摘を市としては受け入れられない』と拒否することもなく、支給打ち切りにした事は問題だ」と課長に強く抗議し、支給再開を求めました。

■ 東京都の担当課にも電話し、電話に應對した担当係長に抗議しました。

係長は「指導したわけではない、判断を示しただけ」と強調していました。

「キッチン共用であっても生計を一緒にしていることにはならない、このようなアパートはたくさんあるではないか、実態を無視するのは問題だ」と、40分程抗議しました。交流会として、1月11日付で国立市長と東京都知事、各担当課長に抗議文を送りました。